



地域ブランドを保護する2つの制度 ー地域団体商標と地理的表示ー

箱守, 英史

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9114号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496395>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	はこもり えいじ 箱守 英史
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	地域ブランドを保護する 2 つの制度 —地域団体商標と地理的表示—
審 査 委 員	主査 教 授 前田 健 教 授 島並 良 教 授 柴田 潤子

論文内容の要旨

- 1 本論文は、地域ブランドを保護する二つの制度である、地域団体商標制度及び地理的表示法について、それぞれの制度的な特徴を検討し、それを前提に地理的表示法および地域団体商標の解釈を論じるものである。本論文は、地域ブランドという観点から、両制度のあるべき本質的機能・特徴を明らかにしている。両制度は、広い意味では目的を共通にし、細かな制度の面でも共通する点は少なくない。類似した2つの制度を併存させることには、行政コスト、第三者の使用の過度な抑制、複雑な権利関係の発生等の弊害も予想されるところである。しかし、本論文は、それでも両制度を併存させることには積極的な意義がある都市、両制度それぞれの特徴を活かした運用・解釈がなされるべきであり、それにより、個々の地域ブランドの品質や地域性などの情報を整理して消費者に伝達することができると論じる。

本論文は、以下の7章からなる。

- 2 第1章では地域ブランドの保護に関する諸制度を紹介し、第2章において、地域団体商標及び地理的表示法の概要について説明する。
- 3 第3章では、検討の視点として商業的なブランド論を紹介し、それに基づいて、地域団体商標及び地理的表示の意義を把握すべきと論じる。一般的な企業ブランドと比較して、地域ブランドには、地域全体の利益を目的とする公益性、内部に多様な商品を内包するという多様性、地域に根差した品質・イメージが求められるという地域性という特徴がある。この特徴との関係で地域団体商標及び地理的表示の意義を理解すべき旨を論じている。
- 4 第4章では、前章で検討した地域ブランドの特徴に対して、両制度がどのように向き合っているかを論じ、両制度それぞれの機能的な特徴を明らかにする。検討の結果によれば、地理的表示法は地域性を厳格に求める一方で、地域団体商標はそれを厳格には求めず、発展段階の地域ブランドの育成に資することができると論じる。
- 5 第5章及び第6章では、前章までの両制度の機能的特徴についての理解を前提として、具体的な解釈論的検討を行う。

(1) 第5章では、地域ブランディングの主体について考察する。地域団体商標では発展段階にある地域ブランドについて、ブランドとしての統一性をもたせるために団体の主導性を認めるべきであり、原則として、地域内のアウトサイダーの存在を認める必要はない。また、地理的表示法については品質保証・情報提供の機能を重視すべ

きなので、商品の特性や生産方法などを明確に定める必要がある。地理的表示の登録内容の変更は難しいので、申請時に申請内容について地域での十分な合意形成を図らなければならない。

(2) 第6章では、地域ブランドの客体について検討する。地域団体商標は地理的表示にない柔軟性を有している。その特徴を活かして萌芽的な地域ブランドの保護を図るべきである。この点から周知性要件の再解釈を提唱する。また、地理的表示は社会的評価に基づき登録を受けることができるが、地理的表示の保証的機能を重視するために、社会的評価により登録を受けた場合も地域特有の商品であることが確保されなければならない。そのために登録要件としての社会的評価の解釈についてより深く検討をした。

- 6 第7章では、立法論的な両制度の統合が難しいであろうと論じ、これまでの議論を総括する。本論文で示したような解釈・運用がなされることにより、多種多様な地域ブランドを整序することができ、それにより消費者の商品の選択も容易になる。また、生産者等の制度選択も間違いのないものになり、地域ブランドの発展に役立てることができる。そして、地域ブランドにより地域に誇りや愛着をもたせることができるようになる。

論文審査の結果の要旨

- 1 本論文は、地域ブランドを保護する制度として並立する地域団体商標制度および地理的表示法について、その意義と役割分担を検討するものである。両制度が並立するようになっておよそ10年が経過し、当初からその役割分担は議論されてきたが、まとまった検討は必ずしも十分ではなかった。本論文は、その役割分担について商業的ブランド論も踏まえて具体的な提言をなすものであり、その点についての学術的貢献が認められる。特に、地域団体商標制度は、萌芽的な地域ブランドの育成に利用可能である旨の指摘は従来からなされていたところ、それを地域団体商標の登録に必要な周知性要件の解釈と具体的に結び付けて新たな解釈論を提案したのは、本論文が初めてである。

- 2 本論文の特色として以下の点を挙げられる。

第1に本論文は、視点としてブランド論の立場を設定していることに特色がある。これによって検討の視点が明確になり、その結果、地域団体商標制度と地理的表示法の違いを明確に描き出すことが可能となっている。地理的表示法と地域団体商標制度が地域ブランドを保護するために設けられた制度であるということは従来言われてきたことであるが、それが具体的に何を意味するのかという点は明確ではなかった。本論文はその点を明らかにすることを試みるものであると位置づけられる。

第2に本論文は、地理的表示法と地域団体商標制度にはそれぞれの役割があり、両制度を並立させて異なった役割を担うべきことを積極的に主張する点に特色がある。我が国は、地域団体商標制度と地理的表示法の両方を有する稀有な国の一つであるが、従前は経路依存的にそうなったにすぎないものという消極的な評価が大勢であったように見受けられ、これに積極的な見解を見出す見解は少なくとも明確なものとしては見られなかったように思われる。両者の積極的な使い分けを示し、その方策として具体的な解釈論を提案する本論文は、実務にも一定のインパクトを与えるものと考えられる。

第3に本論文は、地域団体商標の登録要件とされる周知性要件について新たな解釈を提案している。具体的には、一般的に言われる「隣接都道府県」という地理的範囲には確たる根拠がないとし、要件として高い周知性を求めることにも疑問があると指摘する。そのうえで、需要地を基準に認知度合いを評価すれば足りるという立場を示し、これを制度本来の目的である「地域おこし」とも結び付けている。その根拠として、そもそも地域団体商標制度は地域おこしに活かすことを想定していたのだから、地域の萌芽的なブランドの信用蓄積の芽を摘むべきではないことを指摘する。このような解釈は従来主張されたことはなかったのであり、本論文の新規性を基礎づける要素である。

第4に本論文は、地理的表示法へ地域団体商標制度を統合する可能性を具体的に検

討し、そのうえで統合は現実的ではないと論じる点に特色がある。両制度の関係について論じる論稿は多数あると思われるが、両者の関係性について明確な論拠をもって論じる論文は多くはない。本論文は、両制度の関係を考察していくうえで避けて通ることができない先行研究の一つとなるであろうと思われる。

3 しかしながら、本論文にもなお検討すべき課題が残されている。

第 1 に、本論文がその検討の視点として設定するブランド論の意義が明確ではなく、ブランド論から導出する地域ブランディングの目的が不明確である。地域全体の利益を追求することを地域ブランディングの目的に据えるがそこでいう地域全体の利益の意義が十分に示されておらず、また、法制度によりそのような地域の利益の追求を保護する必要性について、その正当化根拠が緻密に検証されているとまではいえない。そのため、本論文の主張する地域団体商標制度と地理的表示法の役割分担の論拠も明快であるとは言いがたい。

第 2 に、本論文の主張する解釈論は、地域団体商標制度の周知性要件についてのものを除けば、既に主張されていた解釈論を概ねなぞるものであり、それらについてブランド論の観点から新たな論拠を与える部分もあるものの、より新規な要素がよりある方が望ましい。結論そのものは既存のものとは異ならないとしても、新たな説得的な根拠をより明確に与えることができれば、本論文の学術的貢献はより明確なものとなると思われる。

第 3 に、地理的表示法と地域団体商標制度の統合の可能性を論じるくだりは、現状を追認する議論を提示するにとどまり、説得的な議論が展開されているとはいいがたい。両制度を併用することの積極的な意義について、より説得的な議論を展開することができれば、今後の議論に対して資するところはさらに大きくなると考えられる。

とはいえ、これらの点があっても本論文の学術的価値が損なわれるわけではない。本論文が地域団体商標制度と地理的表示法の意義について詳細に検討する貴重な論稿であることには変わりなく、本論文が初めて論じた事項も多数存在し、それらの意義が損なわれるわけではないからである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である箱守英史氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 7 年 2 月 20 日

審査委員 主査 教授 前田 健
教授 島並 良
教授 柴田潤子